

東日本大震災に伴う国の資格試験に係る特例措置の実施状況

資料8

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要		特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								特例措置の内容	特例措置の概要		有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
1	国家公安委員会（警察庁）	運転免許	都道府県公安委員会	通年	学科試験404か所、技能試験122か所（平成22年末現在）	4,650,037人 ※ 仮免許も含む。	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類）	・運転免許試験に合格した者が、当該合格した運転免許試験に係る運転免許を受けられる期間の延長措置 ・卒業証明書等を有する者が技能試験の免除を受けられる期間の延長措置 ・運転免許試験を受けようとする者は、過去3月以内に5日以上、路上練習をした者でなければならないところ、過去3月以内に5日以上路上練習をしたこととなる期間の末日の延長措置等	各都道府県警察HPに掲載	—	道路交通法（昭和35年法律第105号）
2	金融庁	公認会計士	公認会計士・監査審査会	第Ⅰ回短答式試験 平成22年12月12日 第Ⅱ回短答式試験 平成23年5月29日 論文式試験 平成23年8月19日～8月21日	第Ⅱ回短答式：12か所（札幌市、仙台市、東京都（新宿区、杉並区）、金沢市、名古屋市、吹田市、広島市、高松市、熊本市、福岡市、那覇市）	38,360人（22年Ⅰ回・Ⅱ回短答式の延べ人数）	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑧その他	受験票を受け取ることができなかった場合、本人確認の上で受験を認める。その他個別相談可（他の試験地への変更など）。（第Ⅱ回短答式試験）	公認会計士・監査審査会HPに掲載（平成23年4月14日付け）	—	※ 平成23年論文式試験（23年8月実施）についても第Ⅱ回短答式試験と同様に、個別相談に応じるなどの特例措置を講じる予定。 公認会計士法（昭和23年法律第103号）
3	金融庁	貸金業務取扱主任者	日本貸金業協会	平成23年11月20日（受験申込受付期間：H23.7.1～H23.9.9）	17か所（札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄）	12,081人	無	—	—	—	—	無（平成23年7月1日から受験申込の受付を開始するが、東北地区（仙台）についても、昨年同様に試験を実施する予定であるため。今後、震災を理由とした相談がなされた場合は、必要に応じて特例措置の検討を行う。） 貸金業法（昭和58年法律第32号）
4	総務省	電気通信主任技術者	（財）日本データ通信協会	第1回：平成23年7月10日 第2回：平成24年1月22日	第1回：12か所（札幌、仙台、東京、金沢、長野、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、熊本、那覇）	7,684人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	平成22年度第2回試験合格者に係る資格者証交付申請期限については延長	（財）日本データ通信協会HPに掲載（平成23年4月1日付け）	—	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
5	総務省	行政書士	（財）行政書士試験研究センター	平成23年11月13日	70か所	70,586人	無	—	—	—	—	無（東日本大震災から試験の実施時期（平成23年11月）までは一定の期間があること、被災地県においても例年どおり試験会場を設け実施する予定（岩手1か所、宮城2か所、福島1か所）であることから、現時点で特例措置は予定していない。） 行政書士法（昭和26年法律第4号）
6	総務省	危険物取扱者	（財）消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、（財）消防試験研究センター道府県支部ごとに実施（東京都は同センター中央試験センターで実施）。なお、実施回数は各都道府県ごとに年2回以上。	都道府県ごとの会場で実施	470,686人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑧その他	・追加試験の実施（平成23年7月） ・試験日の振替 ・試験手数料の返還 ・被災者を対象とした試験手数料の不徴収（平成23年度に実施する試験）	（財）消防試験研究センターHPに掲載	—	消防法（昭和23年法律第186号）
7	総務省	消防設備士	（財）消防試験研究センター	平成23年4月から24年3月までの間に、（財）消防試験研究センター道府県支部ごとに実施（東京都は同センター中央試験センターで実施）。なお、実施回数は各都道府県ごとに年1回以上。	都道府県ごとの会場で実施	79,359人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑧その他	・試験日の変更（平成23年3月、6月に実施の一部の試験） ・追加試験の実施（平成23年7月、8月） ・試験日の振替 ・試験手数料の返還 ・被災者を対象とした試験手数料の不徴収（平成23年度に実施する試験）	（財）消防試験研究センターHPに掲載	—	消防法（昭和23年法律第186号）
8	法務省	弁護士	司法試験委員会	（新司法試験） 平成23年5月11日、12日、14日、15日	12か所（札幌市、仙台市、東京都（4か所）、名古屋市（2か所）、大阪市（2か所）、広島市、福岡市）	8,163人	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	仙台市での受験を希望していた者については試験地の変更を認める	法務省HPに掲載	—	司法試験法（昭和24年法律第140号）
9	法務省	司法書士	法務省	平成23年7月3日	法務局又は地方法務局ごとに、それぞれの局が指定した場所（法務局又は地方法務局は各都府県に1か所ずつ、北海道に4か所の計50か所）	26,958人	無	—	—	—	—	無（試験実施日が震災発生日から4か月近く経過していること、試験会場が全国50箇所あり、被災地県（宮城、福島、岩手等）を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため） 司法書士法（昭和25年法律第197号）
10	法務省	土地家屋調査士	法務省	平成23年8月21日（受験申込受付期間：H23.5.30～H23.6.10）	法務局（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）、那覇地方法務局ごとにそれぞれの局が指定した場所	5,643人	無	—	—	—	—	無（試験実施日が震災発生日から5か月以上経過していること、試験会場が全国9箇所あり、被災地県（宮城）を含めて会場の確保が可能であること、受験申込者から特段の要望がなかったこと等から、例年どおりの実施に支障がないと判断したため） 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）
11	財務省	税理士	国税審議会	平成23年8月2日、3日、4日	15か所（札幌市、仙台市、新潟市、宇都宮市、さいたま市、東京都、横浜市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、太宰府市、熊本県上益城郡、那覇市）	51,468人	無	—	—	—	—	無（電力事情等により試験実施中に試験の継続が困難となった場合には、その継続困難となった試験室において、当該試験科目を受験していた方のみを対象に再試験を実施予定） 税理士法（昭和26年法律第237号）
12	財務省	通関士	財務省	平成23年10月初旬予定	13か所（北海道、新潟県、東京都、宮城県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県、沖縄県）	9,490人	無	—	—	—	—	無（試験会場の確保等が完了しており、試験実施上の問題が認められないため） 通関業法（昭和42年法律第122号）

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
13	文部科学省	技術士	公益社団法人日本技術士会	2次試験 平成23年8月6日、7日 (筆記試験。筆記合格者はH23.12以降口頭試験)	12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	36,432人	無	—	—	—	無(受験申込者からの受付期間延長等に関する要望がこれまでのところないため、具体的な実施予定はない。)	技術士法(昭和58年法律第25号)
				1次試験 平成23年10月10日	12か所(北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	27,297人		—	—	—		
14	厚生労働省	精神保健福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成24年1月28日、29日	7か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県)	7,233人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧その他	・平成22年度試験(平成23年3月15日合格発表)の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み(大学卒業見込み等)であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長(23年4月末まで)、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、精神保健福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
15	厚生労働省	医師	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月12日～14日)	(22年度) 12か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県)	8,611人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	医師法(昭和23年法律第201号)
16	厚生労働省	歯科衛生士	(財)歯科医療研修振興財団	未定 (22年度：平成23年2月27日)	(22年度) 10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	5,788人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)歯科医療研修振興財団HPに掲載(平成23年3月25日付け)	—	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
17	厚生労働省	柔道整復師	(財)柔道整復研修試験財団	未定 (22年度：平成23年3月6日)	(22年度) 10か所(北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	6,625人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)柔道整復研修試験財団HPに掲載	—	柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
18	厚生労働省	はり師	(財)東洋療法研修試験財団	未定 (22年度：平成23年2月27日)	(22年度) 晴眼者：10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県) 視覚障害者：各都道府県(山形県は除く)	5,483人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研修試験財団HPに掲載	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
19	厚生労働省	きゆう師	(財)東洋療法研修試験財団	未定 (22年度：平成23年2月27日)	(22年度) 晴眼者：10か所(北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県) 視覚障害者：各都道府県(山形県は除く)	5,499人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	(財)東洋療法研修試験財団HPに掲載	—	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
20	厚生労働省	保健師	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月18日)	(22年度) 11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	14,819人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
21	厚生労働省	看護師	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月20日)	(22年度) 11か所(北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県)	54,138人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
22	厚生労働省	理学療法士	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月27日、28日)	(22年度筆記試験) 8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県)	10,475人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
23	厚生労働省	作業療法士	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年2月27日、28日)	(22年度筆記試験) 8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県)	5,824人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等	厚生労働省HPに掲載	—	理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
24	厚生労働省	管理栄養士	厚生労働省	未定 (22年度：平成23年3月20日)	(22年度) 8か所（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県、沖縄県）	19,923人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ②試験日の変更、追加試験の実施	・平成22年度試験の合格者が免許申請を行う際の添付書類については、一部省略、代替書類で可能等 ・平成23年3月20日の試験について、宮城県及び東京都で追加試験を実施（平成23年7月31日実施） (なお、平成23年3月20日の宮城県会場は中止)	厚生労働省HPに掲載	—	栄養士法（昭和22年法律第245号）
25	厚生労働省	建築物環境衛生管理技術者	(財)ビル管理教育センター	平成23年10月2日 (受験申込受付期間：H23.5.9～H23.6.15)	6か所（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、福岡市）	10,194人	有	⑧その他	試験申込み等に関し、個別の相談を受付	受験の手引きに記載	—	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
26	厚生労働省	美容師	(財)理容師美容師試験研修センター	実技試験 平成23年8月1日から平成24年2月1日から 筆記試験 平成23年9月4日 平成24年3月4日	実技試験：53か所（47都道府県（東京都6か所、大阪府2か所、その他各1か所）） 筆記試験：15か所（北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、沖縄県）	27,636人	有	②試験日の変更、追加試験の実施	・平成23年8月1日からの実技試験について、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の会場での受験者について試験日を変更（平成23年9月5日から6日）し、対象者に対して郵送でその旨を通知。	公表なし	—	美容師法（昭和32年法律第163号）
27	厚生労働省	給水装置工事主任技術者	(財)給水工事技術振興財団	平成23年10月23日 (受験申込受付期間：H23.5.23～H23.6.30)	9か所（札幌市、仙台市、習志野市、杉並区、みよし市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市）	14,869人	有	⑧その他	以下について、受験申込期間の間実施。 ・受験申込時に提出する給水装置工事実務従事証明書の証明者及び証明印について 実務従事を証する法人の被災により、当該法人による給水装置工事実務従事証明書を提出できない場合等において、代替となる証明書の提出により申請を受け付ける。 ・試験科目の一部免除を受ける際の給水装置工事実務従事証明書の写しについて 被災により管工事施工管理技術検定合格証明書を紛失した場合において、同証明書の再交付申請中であることを証する書面の写しの提出により一部免除の申請を受け付ける（後日、管工事施工管理技術検定合格証明書の提出が必要）。	問合せがあった場合、応答	—	水道法（昭和32年法律第177号）
28	厚生労働省	登録販売者	都道府県	都道府県が実施（年1回） 岩手県、宮城県、福島県は未定 (平成22年度は3県とも8月25日) 茨城県：平成23年9月24日 千葉県：平成23年9月11日 など	各都道府県	38,853人	有	②試験日の変更、追加試験の実施	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県では、平成23年8月に予定していた試験を延期	各県のHPに掲載	—	薬事法（昭和35年法律第145号）
29	厚生労働省	社会福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	平成24年1月下旬（予定）	24か所（北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）	43,568人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧その他	・平成22年度試験（平成23年3月15日合格発表）の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み（大学卒業見込み等）であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長（23年4月末まで）、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、社会福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、受験資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
30	厚生労働省	介護福祉士	(財)社会福祉振興・試験センター	【筆記試験】 平成24年1月下旬（予定） 【実技試験】 平成24年3月上旬（予定）	24か所（北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県）	154,223人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等 ⑧その他	・平成22年度試験（平成23年3月29日合格発表）の合格者のうち、①合格証書等の受取りが困難な者については、合格証書等を(財)社会福祉振興・試験センターで保管、②受験資格が見込み（福祉系高校卒業見込み）であった者については、受験資格が確定した証明書の提出期限を延長（23年4月末まで）、それ以降は個別対応。 ・被災対応により、介護福祉士養成施設の授業実施期間が例年に比べて短縮された場合でも、必要な単位を履修した者については、登録資格を認めること。	(財)社会福祉振興・試験センターのHPに掲載 各地方厚生局から、管内の養成施設等に周知	—	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
31	厚生労働省	介護支援専門員	都道府県	平成23年10月23日 (都道府県が実施、試験日は全国統一)	各都道府県 (岩手県は2か所、宮城県、福島県は未定)	139,959人	無	—	—	—	無（各都道府県の判断による）	介護保険法（平成9年法律第123号）
32	厚生労働省	保育士	(社)全国保育士養成協議会	【筆記試験】 平成23年8月6日、7日 【実技試験】 平成23年10月9日	各都道府県	46,820人	有	⑧その他	受験申請書受付期間の締切である平成23年5月11日まで（消印有効）の提出が難しい場合は、電話にて詳しい状況を確認した上で案内。	(社)全国保育士養成協議会のHPに掲載（平成23年4月1日付け）	—	児童福祉法（昭和22年法律第164号）

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有: 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無: 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※: 既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
33	厚生労働省	社会保険労務士	全国社会保険労務士会連合会	平成23年8月28日	33か所（北海道、宮城県、群馬県(2)、埼玉県、千葉県、東京都(6)、神奈川県(2)、石川県(2)、静岡県、愛知県(3)、京都府(2)、大阪府(2)、兵庫県、岡山県、広島県、香川県(2)、福岡県(2)、熊本県、沖縄県)	55,445人	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験地に岩手県及び山形県を追加	・平成23年4月28日付け官報公示 ・社会保険労務士試験公式HPに掲載	—	社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）
34	厚生労働省	一級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね2か月に1回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年5月23日、7月11日、9月1日、11月17日、24年1月24日、2月15日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	8,511人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（受験申込なし）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
35	厚生労働省	二級ボイラー技士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね毎月1回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年5月20日、6月13日、28日、7月26日、8月17日、9月6日、10月17日、11月2日、12月14日、24年1月30日、2月17日、3月14日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	35,258人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月28日の試験日を追加した。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(278人)に個別に照会）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
36	厚生労働省	クレーン・デリック運転士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね毎月1回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年6月21日、8月22日、10月12日、11月1日、12月15日、24年2月10日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	23,513人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う。（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(15人)に個別に照会。） ・学科試験合格者又は運転実技教習修了者であって、震災による負傷等被災のために当該免許に係る試験を受ける機会を失い、合格した学科試験が行われた日又は運転実技教習を修了した日から1年を超えた者については、平成23年8月末までの間は、当該期間が1年を超えない者と同様に学科試験又は実技試験の免除を受けることができるものとして取り扱う。	試験の一部免除に係る有効期限については、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
37	厚生労働省	潜水士	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、おおむね年4回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年7月6日、10月13日、24年1月26日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	6,594人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(11人)に個別に照会。）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
38	厚生労働省	エックス線作業主任者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、年3回～6回実施。実施時期はおおむね同一日。 ・東北センター：平成23年7月20日、11月28日、24年3月6日	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	5,906人	有	③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（受験申込者なし）。	公表なし	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
39	厚生労働省	衛生管理者	(財)安全衛生技術試験協会	(財)安全衛生技術試験協会の各安全衛生技術センター(7か所)で、毎月1回～3回実施。東北センターでは、年18回。	7か所の安全衛生技術センター（北海道恵庭市、宮城県岩沼市、千葉縣市原市、愛知県東海市、兵庫県加古川市、広島県福山市、福岡県久留米市）	79,117人（第一種、第二種合計）	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験	・東北安全衛生技術センターで23年6月9日の試験日を追加した。 ・東日本大震災で被災したことにより受験できない場合、受験者から申し出があったときは、受験手数料の返還又は希望する試験日への変更を行う（東北安全衛生技術センターで3月17日から4月30日までのいずれかの日に受験予定であった者(304人)に個別に照会）。	試験日の追加について、(財)安全衛生技術試験協会のHPに掲載	—	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
40	経済産業省	情報処理技術者	(独)情報処理推進機構	【春期試験】 平成23年4月17日 ⇒6月26日・7月10日に延期 ※試験区分によって試験日が相違 【秋期試験】 平成23年10月16日	特別試験 62か所	444,669人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ④次回以降への振替、再受験 ⑤試験地追加、他試験地への変更可	・平成23年4月17日に実施を予定していた平成23年度春期情報処理技術者試験(春期試験)を中止(延期)し、平成23年度特別情報処理技術者試験(特別試験)として実施(試験区分により、6月26日又は7月10日に延期)。春期試験の応募内容のまま特別試験に受験を希望する場合、特段、手続は不要。試験地の変更を希望する場合、所定の手続により、試験地の変更が可能。 ・春期試験の応募者で、受験手数料の返還を希望する場合、所定の手続により、受験手数料の返還を受けることが可能。 ・東日本大震災の被災者に対しては、所定の手続に関する申請期間(4月14日～4月28日)以降も受験手数料を返還(個別に情報処理技術者試験センターに照会のこと)。 ・春期試験の応募者で、平成23年度秋期情報処理技術者試験(秋期試験)の受験を希望する場合、所定の手続により、秋期試験の受験に振り替えることが可能。 また、特別試験の可否を踏まえ、秋期試験への応募が可能になるように、 ・特別試験の合格発表までの期間を例年と比較して最大18日間短縮(試験区分によって相違)。 ・秋期試験の受付期間を例年と比較して2週間程度後ろ倒し。	○春期試験の応募者全員に連絡(郵送) (平成23年4月11日発送) ○(独)情報処理推進機構のHPに掲載 (平成23年3月25日、4月5日) ○春期試験の応募者等のうち電子メールアドレス登録者に連絡(メール) (平成23年3月25日、4月6日)	—	情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)
41	経済産業省	弁理士	工業所有権審議会	【短答式筆記試験】 平成23年5月22日 【論文式筆記試験】 必須科目：平成23年7月3日 選択科目：平成23年7月24日 【口述試験】 平成23年10月15日 ～10月21日	【短答式筆記試験】 7か所(東京(3か所)、大阪、仙台、名古屋、福岡) 【論文式筆記試験】 3か所(東京(2か所)、大阪) 【口述試験】 1か所(東京)	9,152人	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可 ⑥申込期間の延長	・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第3項に基づき、申し出に対して、平成23年弁理士試験願書受付期間の満了日を平成23年4月10日から平成23年4月21日に延長した。 ・試験地の変更を希望する場合は、所定の手続により、試験地の変更が可能。	—	—	弁理士法(平成12年法律第49号)
42	経済産業省	計量士	経済産業省	平成24年3月上旬 (受験申込受付期間：平成23年10月中旬～下旬)	9か所(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄)	6,807人	有	①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等	<平成23年3月6日実施試験の合格者に対して行った措置> ・一部被害の大きかった被災地在住の合格者について、その居所の確認を行い、住所変更について手続きを簡略化した上で、新しい居所へ合格証書を送付した。 ・被災地在住の合格者の合格証書が所在不明により配送不可能となった場合には、当省HP等に、その情報を掲載して、当該合格者の所在地をつきとめる方策を検討した(※なお、合格証書は全て送付できたため、本方策は結果として実施せず。)	—	—	計量法(平成4年法律第51号)
43	経済産業省	エネルギー管理士	(財)省エネルギーセンター	平成23年9月25日 (受験申込受付期間：平成23年7月1日～22日)	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、富山市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	12,516人	有	②試験日の変更、追加試験の実施 ⑥申込期間の延長	例年8月上旬実施のものを9月25日に延期 (申込受付期間も例年5月下旬から6月中旬まで実施のものを7月1日から7月22日に延期)	(財)省エネルギーセンターのHPに掲載(平成23年4月8日、12日)、関連雑誌に案内を掲載 受験者の大半を占める第1種エネルギー管理指定工場に、受験案内(受験の手引)、ポスターを送付し、日程変更を告知	—	エネルギーの合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
44	経済産業省	第二種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	【一次試験】 平成23年9月3日 【二次試験】 平成23年11月27日 (受験申込受付期間：平成23年5月23日～6月10日 ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで)	10か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、野々市町、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	9,710人(総申込者)	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第二種電気主任技術者試験の一次試験免除者の資格有効年度を1年延長 ・第二種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長 ※対象者： 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成22年度一次試験に合格した者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年4月8日付け)	—	電気事業法(昭和39年法律第170号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定		
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有: 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無: 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※: 既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令	
45	経済産業省	第三種電気主任技術者	(財)電気技術者試験センター	平成23年9月4日 (受験申込受付期間:平成23年5月23日~6月10日 ※インターネットによる申込みは6月17日午後5時まで)	28か所(札幌市、宮城県、山形市、新潟市、水戸市、埼玉県、千葉市、東京都、東京多摩、神奈川県、大垣市、静岡市、名古屋市、津市、野々市町、彦根市、京都市、大阪府、神戸市、松江市、広島市、高松市、松山市、福岡市、長崎市、熊本市、別府市、那覇市)	50,794人	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・第三種電気主任技術者試験の科目合格留保者の資格有効年度を1年延長 ※対象者 平成23年3月11日に平成23年東北地方太平洋沖地震の災害救助法適用地域に居住する者で平成23年度受験申し込みをしなかった次の者 ・平成21年度又は平成22年度に科目合格した者	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年4月8日付け)	—	電気事業法(昭和39年法律第170号)	
46	経済産業省	第一種電気工事士	(財)電気技術者試験センター	【筆記試験】平成23年10月2日 【技能試験】平成23年12月4日 (受験申込受付期間:平成23年7月5日~22日 ※インターネットによる申込みは7月29日17時まで)	(22年度筆記試験)12か所(札幌市、仙台市、新潟市、東京都、埼玉県、名古屋、金沢市、大阪府、広島市、高松市、福岡市、沖縄県)	46,742人(総申込者)	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・筆記試験免除を平成24年度に適用 ※対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者(平成22年度筆記試験合格者)	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年6月17日付け)	—	電気工事士法(昭和35年法律第139号)	
47	経済産業省	第二種電気工事士	(財)電気技術者試験センター	上期試験 【筆記試験】平成23年6月5日 【技能試験】平成23年7月23日・24日 下期試験 【筆記試験】平成23年10月1日 【技能試験】平成23年12月3日	上期試験 ・筆記試験:56か所 ・技能試験:55か所 下期試験 ・筆記試験:12か所 ・技能試験:11か所	131,964人(総申込者)	有	⑥申込期間の延長 ⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・平成23年度上期試験及び下期試験の受験申込受付期間を別途設定 ※対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に居住する者 ・筆記試験免除を平成24年度に適用 対象者 東日本大震災の災害救助法適用の地域(東京都を除く)に居住し、平成23年度に受験できない筆記試験免除者(平成22年度筆記試験合格者)	(財)電気技術者試験センターのHPに掲載(平成23年3月28日付け、4月11日付け)	—	電気工事士法(昭和35年法律第139号)	
48	経済産業省 環境省	公害防止管理者	(社)産業環境管理協会	平成23年10月2日(予定)	(22年度)9か所(札幌市、仙台市、東京都、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	29,313人	無	—	—	—	—	無(平成23年10月2日に試験を実施する予定であり、震災後十分に時間を経っていると判断したため。また、(社)産業環境管理協会、経済産業省担当課及び環境省担当課に対して、現時点で受験者からの要望が来ていないため。)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)
49	経済産業省	中小企業診断士	(社)中小企業診断協会	1次試験 平成23年8月6日、7日 (受験申込受付期間:平成23年5月6日~31日) 2次試験 ・筆記試験:平成23年10月23日 ・口述試験:平成23年12月18日 (受験申込受付期間:平成23年8月26日~9月16日)	1次試験 13か所(札幌、仙台、東京(6か所)、名古屋、大阪(2か所)、広島、福岡)	15,922人(1次試験)	無	—	—	—	—	無:試験実施日が震災発生日から一定期間経過後であることから、影響が少ないと判断したため。(平成23年度の申込者数は前年とほぼ同数となっている。)	中小企業支援法(昭和38年法律第147号)
50	国土交通省	総合旅行業務取扱管理者	一般社団法人日本旅行業協会	平成23年10月9日	(22年度)11か所(北海道、宮城県、東京都(3か所)、神奈川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	13,351人	無	—	—	—	—	無(試験は平成23年10月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため)	旅行業法(昭和27年法律第239号)
51	国土交通省	国内旅行業務取扱管理者	(社)全国旅行業協会	平成23年9月11日	(22年度)12か所(北海道、宮城県、埼玉県、東京都(3か所)、神奈川県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県、沖縄県)	16,287人	無	—	—	—	—	無(試験は平成23年9月に実施されることから、震災の影響が一定程度終息していると思料されるため)	旅行業法(昭和27年法律第239号)
52	国土交通省	通訳案内士	(独)国際観光振興機構	筆記試験 平成23年8月28日 口述試験 英語:平成23年12月4日 英語以外:平成23年12月11日 (受験申込期間:平成23年5月16日~6月20日)	筆記試験 ・日本国内(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市) ・日本国外(ソウル市、北京、香港特別行政区、台北市) 口述試験 ・英語:東京都、京都府、福岡市 ・英語以外:東京都	7,239人	無	—	—	—	—	無(試験が平成23年8月以降にあり、震災の影響が収まってきたことから特例措置を予定していない)	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有: 特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無: 特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※: 既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	根拠法令
53	国土交通省	自動車整備士	国土交通省	自動車整備士技能検定試験 種目: 二級自動車シヤン整備士 学科試験: 平成23年8月3日 実地試験: 平成23年9月11日 (受付期間: 平成23年5月9日～13日) ※全部免除申請: 随時受付	二級自動車シヤン整備士 ・学科試験: 各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県 ・実地試験: 関東及び中部運輸局が指定する都県	全部免除申請(二級自動車シヤン整備士の学科試験受験者数: 63人) を含む技能検定申請者数 33,253人	有	⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長	・特定被災地域内の住所を有する者について、自動車整備士技能検定の試験免除の有効期間が平成23年3月11日から同年8月30日までのものは、平成23年8月31日まで延長 ※特定被災地域: 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域並びに青森県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県の区域のうち、東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域	①平成23年3月23日付け東北運輸局HPIにて公表 ②平成23年3月23日付け国土交通省告示第298号をHPIに掲載	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	
			(社)日本自動車整備振興会連合会	【参考】 自動車整備技能登録試験 第1回登録試験 学科試験: 平成23年10月2日 実地試験: 平成24年1月15日 (受付期間: 平成23年8月1日～5日) 第2回登録試験 ・学科(筆記)試験: 平成24年3月25日 ・口述試験(一級小型のみ): 平成24年5月13日 ・実地試験: 平成24年8月26日 (受付期間: 平成24年1月23日～27日)	学科(筆記)試験: 各自動車整備振興会所在地の都道府県等 口述試験(1級小型のみ): 札幌、宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡 実地試験: 札幌、宮城、新潟、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡、沖縄	(22年度第1回と第2回の学科試験受験者(口述試験を除く)) 45,534人		②試験日の変更、追加試験の実施 ③受験料の返還 ⑤試験地追加、他試験地への変更可	・平成23年3月20日実施の平成22年度第2回自動車整備技能登録試験学科試験について、宮城及び福島における試験の実施を中止し、茨城の水戸会場は、試験会場を変更。震災の影響により当初予定していた受験会場と異なる場所で受験することを希望することも可。震災の影響で試験を欠席した者に対して追試験を23年6月19日に実施。追試験を受験しない者(棄権者)に対し受験料を返還。	①平成23年3月15日付け(社)日本自動車整備振興会連合会HPIにて公表 ②平成23年4月5日付け(社)日本自動車整備振興会連合会HPIにて公表	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	
54	国土交通省	運行管理者(旅客自動車)	(財)運行管理者試験センター	第1回: 平成23年8月28日 (申請期間: 平成23年5月27日～6月17日) 第2回: 平成24年3月4日 (申請期間: 平成23年11月25日～12月16日)	全都道府県	6,046人(22年度第2回試験)	無	—	—	—	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	道路運送法(昭和26年法律第183号)
55	国土交通省	運行管理者(貨物自動車)	(財)運行管理者試験センター	第1回: 平成23年8月28日 (申請期間: 平成23年5月27日～6月17日) 第2回: 平成24年3月4日 (申請期間: 平成23年11月25日～12月16日)	全都道府県	24,295人(22年度第2回試験)	無	—	—	—	無(運行管理者試験は、毎年3月と8月に実施しており、定期的に受験可能なため。なお、次回試験は平成23年8月28日に実施予定。)	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)
56	国土交通省	気象予報士	(財)気象業務支援センター	第1回: 平成23年8月28日 (申請期間: 平成23年6月20日～7月8日) 第2回: 平成24年1月29日 (申請期間: 平成23年11月14日～12月2日)	6か所(北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県、沖縄県)	第1回 4,787人 第2回 4,330人	無	—	(備考: 平成22年度第2回気象予報士試験結果の可否通知を再発行)	(財)気象業務支援センターHPIに掲載	無(震災後初の試験が平成23年8月末であり、申請手続や試験会場確保など、運営上で特段の問題は発生しておらず、通常どおりの実施が可能のため。また、受験者からの要望も特にないため。)	気象業務法(昭和27年法律第165号)
57	国土交通省	土木施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年7月3日(学科)、10月2日(実地)	13か所(札幌、釧路、青森、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、岡山、広島、高松、福岡、那覇)	39,733人(学科)	有	⑥申込期間の延長	平成23年4月1日から同15日までとしていた申込受付期間を5月6日までに延長	(財)全国建設研修センターHPIに掲載(H23.4.1)	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
58	国土交通省	土木施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	平成23年10月23日	19か所(札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、高松、高知、福岡、鹿児島、那覇)	28,992人(学科)	有	⑥申込期間の延長	平成23年4月14日から同28日までとしていた申込受付期間を5月13日までに延長	(財)全国建設研修センターHPIに掲載(H23.4.1)	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
59	国土交通省	建設機械施工技士(2級)	(財)日本建設機械化協会	平成23年6月19日(学科) 平成23年8月～9月(実地)	学科: 10か所(北広島市、仙台市、東京都、新潟市、名古屋市、東大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市)	5,613人(学科)	有	⑥申込期間の延長	平成23年3月11日から同4月8日までとしていた申込受付期間を4月28日までに延長	(社)日本建設機械化協会HPIにて公表	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
60	国土交通省	管工事施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)	18,491人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
61	国土交通省	管工事施工管理技士(2級)	(財)全国建設研修センター	平成23年11月20日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、那覇)	11,862人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
62	国土交通省	造園施工管理技士(1級)	(財)全国建設研修センター	平成23年9月4日(学科)、12月4日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)	5,143人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
63	国土交通省	建築施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	25,640人(学科)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験は予定どおり行いが、受験地の変更可	平成23年4月20日付け(財)建設業振興基金HPIにて公表	—	建設業法(昭和24年法律第100号)
64	国土交通省	建築施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄)	22,980人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
65	国土交通省	電気工事施工管理技士(1級)	(財)建設業振興基金	平成23年6月12日(学科)、10月16日(実地)	10か所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄)	19,448人(学科)	有	⑤試験地追加、他試験地への変更可	試験は予定どおり行いが、受験地の変更可	平成23年4月20日付け(財)建設業振興基金HPIにて公表	—	建設業法(昭和24年法律第100号)

No.	所管府省名	資格制度名	実施機関・団体名	平成23年度の試験の実施時期	平成23年度の試験地	平成22年度の受験者数	特例措置の有無	特例措置の概要	特例措置の内容	特例措置の公表・周知状況	特例措置の実施予定	根拠法令
								(①震災前に行われた試験の合格発表後における証明書等の提出期限の延長等、②試験日の変更、追加試験の実施、③受験料の返還、④次回以降への振替、再受験、⑤試験地追加、他試験地への変更可、⑥申込期間の延長、⑦試験の一部免除に係る有効期限の延長、⑧その他に分類)			有：特例措置を実施していないが、今後、実施予定がある場合、その内容 無：特例措置を実施しておらず、今後も実施予定がない場合、その理由 ※：既に特例措置を実施しており更なる特例措置の実施予定がある場合、その内容	
66	国土交通省	電気工事施工管理技士(2級)	(財)建設業振興基金	平成23年11月13日	13か所(札幌、青森、仙台、東京、新潟、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、鹿児島、沖縄)	6,870人(学科)	無	—	—	—	無(必要に応じて検討)	建設業法(昭和24年法律第100号)
67	国土交通省	宅地建物取引主任者	(財)不動産適正取引推進機構	平成23年10月16日	226か所(各都道府県1か所以上)	186,542人	無	—	—	—	無(宅地建物取引主任者試験は、東日本大震災発生から半年以上が経過した10月に開催され、試験会場も全国226か所設けられていることから、特例措置は実施しない)	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
68	国土交通省	測量士補	国土地理院	平成23年5月22日	14か所(北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県)	10,387人	無	—	—	—	無(平成23年度の試験は終了したため)	測量法(昭和24年法律第188号)
69	国土交通省	管理業務主任者	(社)高層住宅管理業協会	平成23年12月4日	8か所(北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県、沖縄県)	20,620人	無	—	—	—	無(管理業務主任者試験は12月に開催され、受験地については受験者が自由に選択できるため)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)
70	国土交通省	二級建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】平成23年7月3日 【設計製図試験】平成23年9月11日	【学科試験】58か所(各都道府県1以上(北海道7、埼玉2、東京3、京都2、鹿児島2)) 【設計製図試験】57か所(各都道府県1回以上(北海道6、埼玉2、東京4、京都2))	26,371人	有	⑥申込期間の延長 ⑧その他	・受験申込書の郵送による配布期間の延長 ・受付場所における受験申込受付期間の追加 ・受付場所の窓口で受験申し込みが困難な場合に、郵送による受験申込書の受付の実施 ・受験資格に係る学校が震災の影響により、証明書類の発行が困難な場合は、受験申込書の裏面の受験票貼付欄の余白に、「学校名とその電話番号」、「提出できる時期」を明記し、受験申込が可(建築技術教育普及センターの指定する日までに、証明書類を提出)	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載	—	建築士法(昭和25年法律第202号)
71	国土交通省	一級建築士	(財)建築技術教育普及センター	【学科試験】平成23年7月24日 【設計製図試験】平成23年10月9日	【学科試験】58か所(各都道府県1以上(北海道2、埼玉2、千葉2、東京7、神奈川2、大阪2)) 【設計製図試験】52か所(各都道府県1以上(北海道2、東京5))	38,476人	有	⑧その他	震災の影響により、インターネットによる受験申込や受付場所における受験申込が困難な者は、原則として平成23年5月13日午後4時までに、電話によりセンター本部・支部、又は最寄りの都道府県建築士会に申し出て受験申込方法等に係る説明を受けることを受験要領等により案内	(財)建築技術教育普及センターHPに掲載(平成23年4月6日付け、4月25日付け)	—	建築士法(昭和25年法律第202号)
72	国土交通省	マンション管理士	(財)マンション管理センター	平成23年11月27日 (受験申込期間：平成23年9月1日～9月30日)	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市並びにこれら周辺地域	17,704人	無	—	—	—	無(申込もこれからであり、受験地についてもどこでも受けられるため。)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)
73	環境省	技術管理者(土壌汚染調査技術管理者)	環境省	平成23年12月11日	仙台、東京(2か所)、名古屋、大阪、福岡	5,554人	無	—	—	—	無(当該試験は、毎年度定期的実施し、平成23年度は12月11日に実施する予定であり、震災後十分に時間を経ていると判断したため。なお、現時点で、環境省担当課、東北地方環境事務所及びコールセンター等に被災による試験の実施時期の延期等の要望等はない。)	土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)

(注) 1 本表は、平成22年度の受験者数が5,000人以上(一種、二種等の種別があり、試験実施時期等が異なる場合は、その種別ごと)の資格制度(講習の受講により取得できる資格は除く。)について、本省が作成した。
2 試験や受験申込期間の終了等により、ホームページから特例措置の情報が現在では掲載されていない資格試験もあるが、「特例措置の公表・周知状況」欄については、本資料取りまとめまでの間に公表されていたものを記載している。